

告示

埼玉県告示第九百五十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 平成二十九年 十一月十五日（水） | 埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 |

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十九年九月二十九日（金）
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十九年九月二十二日（金）から九月二十九日（金）ま

で

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、最終日までの消印のあるものに限る。

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年十二月二十五日(月) 午前十時から二十六日(火) 午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年十二月二十五日(月) 午前十時から平成三十年一月二十四日(水) 午後五時まで